

## 入札説明書

野洲市の「中主小学校仮設校舎賃貸借」に係る入札公告に基づく制限付一般競争入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1. 令和元年8月28日

2. 契約担当者等

野洲市長 山仲 善彰

〒520-2395 滋賀県野洲市小篠原 2100 番地 1

3. 入札に付する事項

(1) 業務名 中主小学校仮設校舎賃貸借

(2) 履行場所 滋賀県野洲市 西河原 地先

(3) 業務概要 (詳細は図面のとおり)

ア 中主小学校大規模改造事業期間中の仮設校舎リース

内訳：

(1期) 軽量鉄骨造2階建て校舎1棟目(A棟：延床面積約1,940㎡)設置

(2期) 軽量鉄骨造2階建て校舎2棟目(B棟：延床面積約1,250㎡)設置及びA棟模様替え

イ 既設校舎から仮設校舎への仮設渡り廊下(1期及び2期)

ウ 仮設校舎A棟から仮設校舎B棟への仮設渡り廊下(2期)

エ 既設校舎から仮設校舎への引越業務(1期及び2期)

オ 各種備品リース

カ リース期間終了後の解体撤去、整地ほか

(4) 履行期間 契約締結日から令和4年3月31日まで

(5) 予定賃貸借期間 令和2年3月17日から令和3年12月31日まで

(6) 入札方法 総価で行う。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(7) 予定価格 事後公表

(8) 最低制限価格 設定しない

4. 入札参加資格に関する事項

入札に参加できる者は、次のすべての事項に該当する単独企業で野洲市長の本業務における入札参加資格の確認を受けた者とする。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 公告日において令和元年度野洲市物品供給、役務提供業者一覧に登録され、品目の分類「リース・レンタル」を希望していること。

(3) 建設業法(昭和24年法律第100号)に基づく建築一式工事につき特定建設業の許可を受けている者。

(4) 客観的に明らかに経営不振に陥ったと認められる次のアからオの要件に該当する者でないこと。

ア 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てがなされている者

イ 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者

ウ 破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立てがなされている者

エ 会社法(平成17年法律第86号)に基づく特別決算開始の申立てがなされている者

オ 銀行取引停止処分がなされている者

(5) 公告日の前日から起算して前10年以内の期間に、地方公共団体が発注した学校工事において、国内で2階建以上かつ延床面積が1,500㎡以上の仮設校舎を元請受注した実績を有すること。実績は様式2により作成すること。

(6) 本業務に関する建築基準法関連の届出を行う一級建築士の配置予定があること(様式3)。

- (7) 次のアからオの要件に該当する者でないこと。
- ア 役員等（競争入札に参加しようとする者が個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員をいい、当該競争入札に参加しようとする者から市との取引上の一切の権限を委任された代理人を含む。以下「役員等」という。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められる者
  - イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。）または暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者
  - ウ 役員等が、自己、自社もしくは第三者の不正な利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用している者
  - エ 役員等が、暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的または積極的に暴力団の維持もしくは運営に協力し、または関与している者
  - オ 役員等が、暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
  - カ 上記アからオまでのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者
- (8) 公告日から入札執行日までの間において、野洲市長から野洲市物品供給、役務提供に係る指名停止基準に基づく指名停止を受けていないこと。
- (9) 本工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある業者でないこと。
- (10) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

#### 5. 設計業務等の受託者等

- (1) 上記4(9)にいう「本業務に係る設計業務等の受託者」とは次に掲げる者である。
- ・ 森野設計株式会社（滋賀県草津市西洪川一丁目）
  - ・ 株式会社大村建築設計事務所（滋賀県長浜市南呉服町）
- (2) 上記4(9)にいう「当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある業者」とは、次の1)又は2)に該当する者である。
- 1) 当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている業者。
  - 2) 業者の代表権を有する役員が、当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該業者。

#### 6. 入札に参加しようとする者の間における資本関係又は人的関係

- (1) 上記4(10)にいう「資本関係又は人的関係」とは次に掲げる関係である。
- 1) 資本関係  
以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。
    - ア) 親会社と子会社の関係にある場合
    - イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
  - 2) 人的関係  
以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、下記ア)については、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。
    - ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
    - イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合
  - 3) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合  
その他上記1)又は2)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

#### 7. 担当部局

〒520-2395 滋賀県野洲市小篠原 2100 番地 1（野洲市役所別館 1 階）  
野洲市役所 教育委員会事務局 教育総務課 施設 担当  
電話 077-587-6014(直通)  
E-mail : kyouisoumu@city.yasu.lg.jp

#### 8. 入札参加資格の確認等

- (1) 本入札の入札参加希望者は、上記4に掲げる入札参加資格を有することを証明するため、

次に従い申請書及び資料を提出し、野洲市長から入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、期限までに申請書及び資料を提出しない者並びに入札参加資格がないと認められた者は、本入札に参加することができない。

- 1) 提出期間：令和元年8月28日(水)から令和元年9月11日(水)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前9時00分から午後4時00分まで
  - 2) 提出方法：申請書等を直接持参すること。その他の方法は認めない。
  - 3) 提出先：上記7に同じ。
- (2) 申請書は、様式1により作成すること。
- (3) 資料は、次に従い作成すること。
- 1) 配置予定監理技術者
    - ア) 配置予定監理技術者の有する資格取得証、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証の表面の写しを添付すること。  
なお、監理技術者資格者証については、裏面の写しも添付すること。
    - イ) 直接的、かつ、恒常的な雇用関係(資料の提出日以前に3箇月以上の雇用関係)を明示することができる資料(健康保険被保険者証の写し等)を添付すること。  
なお、上記ア)の写しによって上記の資料に代えることができるが、当該写しに記載されている所属建設業者の商号又は名称と入札参加希望者の商号又は名称とが異なるなど、直接的かつ恒常的な雇用関係に疑義があると認められる場合には、上記の資料を求めるものとする。その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。
    - ウ) 同一の技術者を重複して複数工事の候補者とするは差し支えないが、他の工事を落札したことにより、配置予定監理技術者を当該工事の現場に配置できなくなった場合は、直ちに申請書及び資料の取り下げもしくは入札の辞退を行うこと。万一これらの行為を行わずに入札した者は、入札参加停止等の措置を行うことがある。
    - エ) 配置予定監理技術者の申請人数は1名に限る。
    - オ) 配置予定監理技術者の資格・工事経験を様式4により作成すること。
  - 2) 建設業法に基づく建築工事業の許可を受けていることが確認できる書類(支店、営業所の一覧を含む建設業許可書等)の写しを添付すること。
  - 3) 暴力団等の排除措置に伴う誓約書及び会社役員名簿に記名、押印すること。  
(下請人等からも誓約書及び会社役員名簿の提出を求めることがある。)
- (4) 入札参加資格の確認は、申請書及び資料の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は書面で令和元年9月13日(金)に郵送により通知する。
- (5) その他
- 1) 申請書及び資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
  - 2) 野洲市長は、提出された申請書及び資料を、入札参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。
  - 3) 提出された申請書及び資料は、返却しない。
  - 4) 提出期限以降における申請書又は資料の差し替え及び再提出は認めない。

#### 9. 入札参加資格がないと認めたものに対する理由の説明

- (1) 入札参加資格がないと認められた者は、野洲市長に対して入札参加資格がないと認めた理由について、次に従い、書面(様式は任意)により説明を求めることができる。
  - 1) 提出期限：令和元年9月18日(水)午後4時00分
  - 2) 提出方法：直接持参すること。その他の方法は認めない。
  - 3) 提出先：上記7に同じ。
- (2) 野洲市長は、説明を求められたときは、令和元年9月24日(火)までに説明を求めた者に対し書面により回答する。

#### 10. 見積りに必要な設計図書等の交付期間及び交付場所

- (1) 交付期間：令和元年8月28日(水)から令和元年9月11日(水)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前9時00分から午後4時00分まで
- (2) 交付場所：上記7に同じ。
- (3) その他：申請書等を提出後に電子データにより無償で交付する。  
なお、交付の際に未使用のCD-R(ケース付き)を持参すること。

#### 11. 現場説明会

現場説明会は行わないものとする。

## 12. 入札説明書、見積りに必要な設計図書等に対する質問

- (1) 入札説明書等に対する質問がある場合においては、次に従い提出すること。
  - 1) 提出期間：令和元年8月28日(水)から令和元年9月13日(金)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前9時00分から午後4時00分まで(正午から午後1時までの間を除く。)  
ただし、最終日の9月13日(金)については正午までとする。
  - 2) 提出方法：申請書に記載したE-mailアドレスから質疑回答書を電送により提出するものとし、必ず着信したことを電話にて確認すること。
  - 3) 提出先：上記7に同じ。
- (2) 上記(1)の質問に対する回答は、次のとおりとする。
  - 1) 日時：令和元年9月19日(木) 正午より
  - 2) 方法：様式1に記載のあるE-mailへの送付により行う。

## 13. 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金  
免除する。
- (2) 契約保証金  
契約金額の10分の1以上を納付すること。  
ただし、金融機関又は保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、野洲市契約規則第33条各号に該当するときは、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

## 14. 見積内訳書の提出

- (1) 入札時に入札書に記載される入札金額に対応した見積内訳書(様式5)の提出を求める。
- (2) 見積内訳書(様式5)は返却しない。
- (3) 見積内訳書(様式5)は、参考図書として提出を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。
- (4) 提出された見積内訳書(様式5)について、野洲市長(補助者を含む。)が説明を求めることがある。

## 15. 入札・開札の日時及び場所

令和元年9月25日(水)を入札書到達期日とする郵便入札により行う。  
また、開札は令和元年9月26日(木)午前11時00分より野洲市役所別館第1会議室で行い、入札参加者は、開札に立ち会うことができる。ただし、代理人が立ち会う場合は立会委任状を提出すること。

## 16. 入札方法等

- (1) 契約担当者 野洲市長 山仲 善彰
- (2) 郵便入札
  - ・ 野洲市郵便入札実施要領(平成28年3月8日告示第34号、野洲市HP参照)による。
  - ・ 入札書その他当該入札の公告等で指定する書類(以下「入札書等」という。)を一般書留郵便、簡易書留郵便、特定記録郵便のいずれかで入札書等到達期日必着とすること。(期日後着は無効。)
  - ・ 郵送には、二重封筒(内封筒及び外封筒)を用いるものとする。この場合において、入札書等を封入した内封筒には入札案件名及び入札参加者の名称(法人にあっては、法人名)を記載し、並びに「入札書」と朱書きした上で封緘し、郵送用の外封筒には入札書在中の旨を記載するものとする。
- (3) 入札書等到達期日 令和元年9月25日(水)
  - 注意1 入札書の日付については、入札日とすること。
  - 注意2 見積内訳書を必ず同封すること。
  - 注意3 入札書等到達期日に必着するかについては、如何なる場合においても必ず上記7

で確認すること。

- (4) 郵送先 上記7に同じ
- (5) 開札日時 令和元年9月26日(木)11時00分
- (6) 開札場所 野洲市役所別館第1会議室

#### 17. 落札者の決定等

- (1) 落札者は予定価格の範囲内の価格で最低の価格をもって入札した者とする。  
開札の結果、予定価格の範囲内に達した価格の入札がない場合は、1回を限度に再度の入札を行う。
- (2) 落札該当者が2名以上ある場合は、くじにより落札者を決定する。
- (3) 開札の結果、予定価格に達しなかった場合は、最低価格入札者と協議する場合がある。
- (4) 落札者は落札決定の通知を受けたときは、10日以内に契約書を契約担当者に提出しなければならない。  
なお、10日以内に提出できないときは、契約の相手方となる資格を失うことがある。

#### 18. 入札の無効

- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) 当該業務に係る見積内訳書が同封されていない場合の入札
- (3) 入札書と見積内訳書の金額が同一でない入札
- (4) 入札金額を加除訂正した入札
- (5) 入札書記載の金額、氏名、押印(委任状を提出した場合の代理人印含む)その他入札要件の記載が確認できない入札
- (6) 談合その他不正な行為があったと認められる入札
- (7) 入札書記載の金額と見積内訳書(様式5)記載の金額が同額でない入札
- (8) その他、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札並びにその他入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す

#### 19. 入札の辞退等

- (1) 入札参加者は、入札書等の到達後においても開札までの間は、入札の参加を辞退することができる。この場合において、入札の参加を辞退しようとするときは、開札までに入札辞退届を書面で直接持参し、または郵送して行う。郵送により行うときは、入札の前日までに到達しなければならない。
- (2) 入札を辞退したものは、これを理由として以後不利益な取り扱いを受けるものではない。
- (3) 辞退等により入札参加者が1人となった場合も、入札執行は取りやめない。

#### 20. 契約変更の取り扱い

- (1) 不可抗力(地震、風水害等)によって地形が変化し数量に変更があった場合は、発注者と受注者の協議のうえ、発注者が認めたものについては変更の対象とする。
- (2) 現場条件、関係機関との協議、社会的条件(地元対応等)によって新たな対策や施工体制の変更が生じた場合には、発注者と受注者の協議のうえ、発注者が認めたものについては変更の対象とする。

#### 21. 配置予定監理技術者等の配置確認等

- (1) 技術者等の配置期間は、契約日から第1期工事完了検査日まで、第2期工事期間施工準備から第2期工事完了検査日まで、及び撤去工事施工準備から撤去工事完了検査日までとし、翌日から配置を解くこととする。ただし、完了(第1期工事・第2期工事・撤去の各工事)検査に合格しない場合は、それぞれの再検査日までとする(第1期工事・第2期工事後の校舎使用期間については配置を要しない)。
- (2) 落札者決定後、CORINS等により配置予定監理技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。  
なお、監理技術者の変更については、下記に該当する場合に限り監督職員と協議の上、変更を認めることができる。
  - 1) 病気により監理技術者としての職務の遂行ができないと判断された場合
  - 2) 当該監理技術者が死亡した場合

- 3) 当該監理技術者が退職した場合
- 4) 当該監理技術者が真にやむを得ない理由により転勤となる場合
- 5) 発注者の責により工期延期となる場合
- 6) 第2期工事、撤去工事において、履行に支障がないと認められる場合

なお、監理技術者を変更する場合は、当初の配置予定技術者と同等以上の者を配置しなければならない。ただし、変更後の監理技術者のCORINSへの実績登録については、従事期間及び従事内容を考慮して登録を認めない場合がある。また、上記(5)により監理技術者を変更する場合は、新旧技術者の引継期間について発注者と協議すること。

## 22. 支払条件および支払時期

令和元年度	契約額の2.02%に相当する額（予定） 賃貸借物件の引き渡し後、請求に基づき支払うものとする。
令和2年度	契約額の28.27%に相当する額（予定） 4月1日～9月30日までの上半期分と10月1日～3月31日までの下半期分を、年2回均等に分けて支払うものとする。支払いに関してはリース業務の履行確認後、請求に基づき行う。端数金額に関しては上半期分で調整するものとする。
令和3年度	契約額の69.71%に相当する額（予定） 4月1日～9月30日までの上半期分と10月1日～3月31日までの下半期分を、年2回均等に分けて支払うものとする。支払いに関してはリース業務の履行確認後、請求に基づき行う。端数金額に関しては上半期分で調整するものとする。なお、下半期分は、賃貸物件の撤去等、業務の終了後の請求に基づき支払うものとする。

ただし、契約期間中の年度において当該契約に係る歳出予算が減額もしくは削除されたときは、契約の変更または解除することができる。なお、当該理由により契約を変更または解除した場合において、請負者に損害を生じたときは、請負者はその損害の賠償を発注者に請求することができる。

なお、契約が変更となった場合、上記支払い予定が変更となる場合がある。

## 23. 関連情報を入手するための照会窓口

上記7に同じ。

## 24. その他

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 申請書又は資料に虚偽の記載をした場合においては、野洲市物品供給、役務提供に係る指名停止基準に基づく入札参加停止を行うことがある。
- (3) この入札にあたっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。

※ 入札書等の各種様式については、野洲市のホームページに掲載していますのでご利用下さい。

野洲市ホームページ <http://www.city.yasu.lg.jp/>  
 ↓  
 申請書・提出書ダウンロード  
 ↓  
 事業者の方へ  
 ↓  
 入札・契約関係  
 ↓

入札書（工事）  
委任状（工事）  
入札辞退届

※ 野洲市入札執行要領については、野洲市のホームページに掲載していますのでご確認ください。

野洲市ホームページ <http://www.city.yasu.lg.jp/>



事業者向け



入札・契約



入札・契約制度



野洲入札執行要領